

information

お知らせ

委員選任結果

公募委員選考基準等により、次の公募市民の方々を委員に選任しました。

【いがねミーティング】

▽上原和さん、坂野勝一さん、諏訪間千晃さん、中村彰宏さん、森田眞希さん

▽企画政策課企画政策係 (☎042-387-9800)

【いのちを支える自殺対策計画策定委員会】

▽池田祥子さん、坂本並子さん、西尾恵子さん、深澤茂樹さん、松尾隆義さん

▽自立生活支援課相談支援係 (☎042-387-9841)

【児童館運営審議会】

▽中川久美子さん、山田久美子さん、木本茜さん

▽児童青少年課児童青少年係 (☎042-387-9847)

光化学スモッグにご注意を

夏は光化学スモッグが発生しやすい時期です。特に朝から日差しが強い、気温が高い、風が弱いなどの気象条件が重なった場合に発生しやすいです。

【発生のお知らせ】

注意報(警報)が発令されると、小・中学校、公民館などの市の施設や駅などに連絡し、各施設で「注意報(警報)が発令されたら」

【発生を抑えるために】

光化学スモッグは、塗料や薬品などから発生するVOC(揮発性有機化合物)や自動車の排気ガス等による大気汚染が原因であると言われています。

【注意報(警報)が出されたら】

できるだけ外出を避け、屋外での運動は控えてください。目がチカチカしたり、のどが痛くなったら、すぐに洗眼やうがいをしてください。

【被害にあったとき】

症状の重いときは医師の診察を受け、環境政策課までご連絡ください。

ちようけい コーナー



市ホームページ QRコード

【長期計画審議会を開催】 詳細は下記「各種審議会等の開催日程」をご覧ください。

【長期計画審議会公募委員選任結果】

公募委員選考基準等により、次の方を委員に選任しました。▷柳沢昂さん

【「高校生世代ワークショップ-アオハルカイギ」参加者を無作為抽出方式で募集】

計画策定にあたり、高校生世代の方を対象にワークショップを開催します。無作為に抽出した方の中から参加者を選出するため、6月中旬から応募用紙を送付します。

対平成13年4月2日～平成16年4月1日生まれで、住民基本台帳から無作為抽出した方1,000人

申案内が届いた方で、参加を希望

する場合は、応募用紙に必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒に入れて返送してください

【「1839会議」傍聴者募集】 計画策定にあたり、18～39歳の市民の皆さんを対象としたワークショップを開催します。傍聴を希望する方はお越しください。

時7月6日(土)午後1時～3時30分

所市民会館・萌え木ホール

定10人(申込順)

他保育・手話通訳あり(要事前申込)

申7月5日正午までに、電話またはファクスで氏名・連絡先を企画政策課へ

—◇共通◇—

☎企画政策課企画政策係 (☎042-387-9800) FAX042-387-1224

【被害にあったとき】

それがいいと感じたときは、屋外や木陰などの涼しいところで安静にすることが大切です。症状の重いときは医師の診察を受け、環境政策課までご連絡ください。

【発生を抑えるために】

令和2年1月1日現在、一定の条件を満たす私道を所有する方は、申請によって固定資産税・都市計画税が令和2年度以降、非課税扱いとなります。なお、分筆して道路となっている場合や、すでに非課税となっている私道は、申請の必要はありません。

【申告期限令和2年1月31日】

申市所定の申請書(資産税課で配布)に必要な事項を明記し、私道求積図を添えて、資産税課土地係(市役所第二庁舎3階☎042-387-9821)へ

【申請書の提出先】

申請書の提出先は、市役所第二庁舎3階土地係(市役所第二庁舎3階☎042-387-9821)へ

【お問い合わせ先】

お問い合わせ先は、市役所第二庁舎3階土地係(市役所第二庁舎3階☎042-387-9821)へ

【申請書の提出先】

申請書の提出先は、市役所第二庁舎3階土地係(市役所第二庁舎3階☎042-387-9821)へ

【お問い合わせ先】

お問い合わせ先は、市役所第二庁舎3階土地係(市役所第二庁舎3階☎042-387-9821)へ

【申請書の提出先】

申請書の提出先は、市役所第二庁舎3階土地係(市役所第二庁舎3階☎042-387-9821)へ

【お問い合わせ先】

お問い合わせ先は、市役所第二庁舎3階土地係(市役所第二庁舎3階☎042-387-9821)へ

【東京都環境局から光化学スモッグ注意報等のメールが受信できます】

詳しくは、東京都ホームページ (http://www.ox.kankyometro.tokyo.jp/register.html) で利用条件を確認のうえ、ご登録ください。

【共通】

環境政策課環境係 (☎042-387-9817)

【私道部分の非課税扱いの申請を】

令和2年1月1日現在、一定の条件を満たす私道を所有する方は、申請によって固定資産税・都市計画税が令和2年度以降、非課税扱いとなります。なお、分筆して道路となっている場合や、すでに非課税となっている私道は、申請の必要はありません。

【申告期限令和2年1月31日】

申市所定の申請書(資産税課で配布)に必要な事項を明記し、私道求積図を添えて、資産税課土地係(市役所第二庁舎3階☎042-387-9821)へ

【申請書の提出先】

申請書の提出先は、市役所第二庁舎3階土地係(市役所第二庁舎3階☎042-387-9821)へ

【お問い合わせ先】

お問い合わせ先は、市役所第二庁舎3階土地係(市役所第二庁舎3階☎042-387-9821)へ

【申請書の提出先】

申請書の提出先は、市役所第二庁舎3階土地係(市役所第二庁舎3階☎042-387-9821)へ

【お問い合わせ先】

お問い合わせ先は、市役所第二庁舎3階土地係(市役所第二庁舎3階☎042-387-9821)へ

【申請書の提出先】

申請書の提出先は、市役所第二庁舎3階土地係(市役所第二庁舎3階☎042-387-9821)へ

◆◆各種審議会等の開催日程◆◆

※保育あり(要事前申込)

Table with 5 columns: 名称, とき, ところ, 内容, 問合せ先. It lists the schedules for the Suicide Prevention Plan Committee, Long-term Plan Review Committee, and Children's Education Council.

みんなのひろば

男女平等社会をめざして

6月23日～29日は男女共同参画週間

内閣府男女共同参画推進本部では、男女共同参画社会基本法の公布・施行日(平成11年6月23日)にちなみ、毎年6月23日～29日に「男女共同参画週間」を実施しています。

本年度は、「男女共同参画」をテーマに、学ぶ、考える、私の人生活、私がつくるというキャッチフレーズのもと、男女共同参画社会の実現に向けた各種広報啓発活動を実施します。

詳細は、内閣府男女共同参画局ホームページ (http://www.gender.go.jp) をご覧ください。

【ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現した暮らしをめざしましょう】

ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環のことです。

【働き方の見直し】

また平成27年には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が制定されるなど、働く女性を支援する法律の整備とともに雇用側においても女性の積極活用や働き方改革の動きが進んでいます。

【家庭生活の充実】

▽ボランティア等の地域活動に参加し、充実した時間を過ごしている

【地域の信頼関係を構築し、暮らしが充実している】

▽自己実現のため、自己啓発を図っている

【心身の健康・休養】

▽年齢や状況に応じた体調管理をしている

【食事や運動、睡眠に気を付けて、気分転換し、気持ちがあらかに過ごせている】

◆◆共通◆◆

啓発活動の開催は、市役所第二庁舎3階土地係(市役所第二庁舎3階☎042-387-9821)へ